

広島大学大学院人間社会科学研究科(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験
(令和 7 年 8 月実施)

問 題 専 門 科 目 [憲 法]

A 市は、市営駐車場を解体し、当該エリアを再開発し、新たに高層ビルを建築する計画をたてた。一階部分にオープンテラスやオープンスペースをもうけ、市民の交流拠点とすることを目指している。新聞やテレビでも報道されており、巨額の税金が投じられることもあって、市民の注目度の高い計画であった。この計画に基づき、事業に着手した A 市は、駐車場の解体工事に先立ち、工事予定地にて安全祈願祭を実施した。安全祈願祭は、神職により主宰された。安全祈願祭会場には祭壇が設置され、供物が捧げられ、また神事のための衣装をまとった神職による祝詞（のりと）もあげられた。この安全祈願祭には公費が支出され、市長も公務として参列した。

この事例に含まれる憲法上の問題点を指摘し、判例や学説をふまえて、あなたの見解を論じなさい。

出題の意図

本問は、憲法 20 条および 89 条により保障されている政教分離原則についての理解を問うものである。

憲法 20 条は、主観的権利のみならず、客観的法原則である政教分離原則も保障していることを論じていることが求められる。憲法 20 条の各項および 89 条を整理して論じていることが望ましい。

政教分離原則の保障内容について論じていることが求められる。一般的に政教分離は国家の非宗教性・宗教的中立性を意味するものと理解される。歴史を振り返り、国家と宗教団体とが癒着することの危険性にふれていることが望ましい。

判例と主要な学説は、政教分離原則を制度的保障と理解していることにふれていることが望ましい。制度的保障とは、制度を保障することにより、その核心部分の自由を補強強化するものであると理解される。しかしそれは、C. シュミットの論じた制度保障（制度体保障）とは性質が異なることが指摘されていれば優れている。

政教分離原則に違反する宗教的活動（20 条 3 項）とは何かを論じることが求められる。ここでは完全分離説、相対分離説などの学説を検討することが必要である。津地鎮祭事件判決は、相対分離説を採用していることを指摘することが望ましい。

判例の立場で分析する場合、禁止される宗教的活動は、宗教との過度の関わり合いであることを指摘し、過度の関わり合いか否かを目的効果基準で判断することを論じることが求められる。目的効果基準を正確に記述できることが望ましい。さらに、同基準に適合するか否かを判断するための考慮要素について、判例の指摘している要素を複数記述できると優れている。また、目的効果基準がアメリカのレモン・テストの影響を受けていること、および相互の相違点を指摘して、検討できていれば優れた答案と言える。さらに、愛媛玉串料訴訟と津地鎮祭事件訴訟の相違、および愛媛玉串料訴訟ではアメリカのエンドースメント・テストに近い判示をしていることについて検討していることが望ましい。

近年の判例（たとえば空知太神社事件判決）などは、目的効果基準を使っていないことに触れることが望ましい。そのうえで、津地鎮祭事件との相違点などを検討することが望ましい。

判例の立場に立たない場合は、完全分離説、レモン・テスト等の代替的立場から立論し、判例や通説を適切に批判していることが求められる。

結論として、市民の交流拠点となるべき中心地における巨大なビルの建築という巨費を投じる注目度の高い計画であることなどを指摘しつつ、政教分離原則違反である（ではない）との受験者の考えを示すことが求められる。